



※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

## 1 最低賃金の引き上げ動向：全国加重平均は51円UPの1,055円に

 発行日：2024年10月1日以降

 法案  成立済  施行済

 最低賃金法

2024年7月25日に中央最低賃金審議会が開催され、A/B/Cランクのすべてで50円を最低賃金引き上げ額の目安とするよう答申が公表された。これを受けて、各都道府県最低賃金審議会が地域別最低賃金の答申が行われた。東京都では従来の1113円から1163円に、愛知県では1027円から1077円への引上げが答申されている。引き上げ額で見ると、徳島県で84円増の980円、愛媛県で59円増の956円となっている。今回の地域別最低賃金引上げで、一部地域の一部業種においては、業種別特定最低賃金を上回るケースもある。最低賃金を下回る労働条件については、最低賃金法に違反となり、法律を下回る契約は無効、自動的に最低賃金の水準まで引き上げられることとなる。最低賃金に満たない状態が続いた場合は、差額分の未払い賃金とその遅延損害金が発生することとなる。また、発行日までに賃金改定を行わず、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には50万円以下の罰金、産業別の特定最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には30万円以下の罰金に処される恐れがある。


【令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について】 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41785.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41785.html)

【ポータルサイト】 <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

## 2 育児介護休業法等の改正～子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充～

 施行日：下表参照

 法案  成立済  施行済

 育児介護休業法  
・次世代育成支援対策推進法

育児介護休業法・次世代育成支援対策推進法が改正された。改正内容のうち、2024年8月号で取り上げなかった改正内容は、右表の通りである。施行日については公布当初は未定となっていたが、2025年10月1日施行となる見込みである。

先月号で上げた内容と同様、2025年10月1日以降未対応の場合は育児・介護休業法違反となる。法違反状態となった場合、刑事罰の規定はないが、厚生労働大臣からの指導・勧告の対象になりうる他、勧告に従わない場合には企業名の公表措置が講じられる。

【リーフレット】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

【特設ページ】 [https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai0611\\_00008.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai0611_00008.html)

| 概要                          |   | 施行日               |
|-----------------------------|---|-------------------|
| 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充 |   |                   |
| 1                           | 3歳～小学校就学前の子を養育する労働者が、柔軟な働き方を選択して利用できるようにすること、その当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。 | 2025年10月1日<br>(案) |
| 2                           | 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。            |                   |

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、[jinjic@attax.co.jp](mailto:jinjic@attax.co.jp) まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。